

景 観 チ ェ ッ ク シ ー ト (景 観 地 区 用)

基 本 情 報

申請者名

設計者名

建築物の  
規模

大規模建築物

中規模建築物

小規模建築物

行為の場所

住 所

地 区

用途地域等

古墳近傍景観形成地区

古墳群周辺市街地景観形成地区

第一種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域 第二種住居地域 商業地域 近隣商業地域

風致地区

計 画 地 周 辺 の 状 況 / 計 画 地 の 景 観 上 の コ ン セ プ ト

周辺の景観

計画地の  
景観上の  
コンセプト

景観チェックシート（景観地区用）

形態意匠の制限		配慮した事項など
一般基準	<b>地形・自然特性に関する基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の建つ場所の地形や緑・水などの自然特性を読み取り、計画に活かす。</li> </ul>	
	<b>歴史・文化特性に関する基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 百舌鳥古墳群やその周辺の歴史・文化特性を読み取り、それらの特徴的な形態意匠を採り入れるなど、百舌鳥古墳群と調和した形態・意匠とする。</li> </ul>	
	<b>市街地特性に関する基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。</li> <li>・ 地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などにおいて、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。</li> </ul>	
項目別基準	<b>通り外観</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠などを考慮するとともに、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺のまちなみと調和した形態・意匠とする。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の低層部、空地、敷地内舗装、植栽などについて、周辺の敷地、道路との連続性の確保や、ゆとりと潤いのある空間の創出につながる配置・意匠とする。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の塀・フェンスなどについては、色彩に配慮し、また植栽になじんだものとするなど、目立ちすぎないような形態・意匠とする。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちかどに位置する建築物については、その場所の特性に十分配慮するとともに、古墳と調和し、まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。</li> </ul>	

## 景 観 チェ ッ ク シ ー ト (景 観 地 区 用)

形態意匠の制限		配慮した事項など
項目別基準	屋根・壁面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物全体を統一感のある意匠とするとともに、表情豊かな外観を創り出すなど、単調な壁面とならないような意匠とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すっきりとした魅力的なスカイラインを形成するような、建築物上部の形態・意匠とする。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バルコニーは建築物に豊かな表情を与えるよう意匠を工夫するとともに、通りからの見え方に配慮した意匠とする。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁の材料は、地域やまちの特性に十分配慮するとともに、時間の経過に耐えうるものとする。</li> </ul>	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観の色彩は、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅においては色彩をできる限り低彩度に抑える。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業施設において、色彩によるぎわいの演出を図る場合は低層部に限る。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高明度の建築物については、周辺環境を考慮しながら、光の反射による眩しさを軽減するよう、壁面の仕上げを工夫する。</li> </ul>	

## 景 観 チェ ッ ク シ ー ト (景 観 地 区 用)

形態意匠の制限		マンセル値／面積			配慮した事項など	
項目別基準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁に関する色彩基準（下記のとおり）</li> </ul>	ベースカラー		m <sup>2</sup>	
			サブカラー		m <sup>2</sup>	
			アクセントカラー		m <sup>2</sup>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根に関する色彩基準（下記のとおり）</li> </ul>	屋根の色彩		m <sup>2</sup>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 門・塀に関する色彩基準（下記のとおり）</li> </ul>	門・塀の色彩		m <sup>2</sup>	

※外壁、屋根、門・塀に関する基準

<p><b>【外壁（大規模建築物）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">色相</th> <th style="width: 25%;">明度</th> <th style="width: 25%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y R（橙）系</td> <td>6 以上</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>6 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6 以上</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>6 以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	Y R（橙）系	6 以上	4 以下	R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上	-
色相	明度	彩度														
Y R（橙）系	6 以上	4 以下														
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下														
上記以外	6 以上	2 以下														
無彩色	6 以上	-														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サブカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の概ね 1 / 3 以下の範囲で使用するものとし（各見付毎で算定すること）、ベースカラーとの調和に配慮した色彩を用いる。</li> <li>・ アクセントカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の概ね 1 / 20 以下の範囲で使用するものとし（各見付毎で算定すること）、効果的に使用する。</li> </ul>																
<p><b>【外壁（大規模建築物以外）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">色相</th> <th style="width: 50%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y R（橙）系</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y R（橙）系	6 以下	R（赤）、Y（黄）系	4 以下	上記以外	2 以下	無彩色	-					
色相	彩度															
Y R（橙）系	6 以下															
R（赤）、Y（黄）系	4 以下															
上記以外	2 以下															
無彩色	-															
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクセントカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。</li> </ul>																
<p><b>【屋根】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。</li> </ul>																
<p><b>【門・塀】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 門・塀に用いる色彩の範囲は次の通りとし、建築物の外壁と調和したものとす。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">色相</th> <th style="width: 50%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y R（橙）系</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y R（橙）系	6 以下	R（赤）、Y（黄）系	4 以下	上記以外	2 以下	無彩色	-					
色相	彩度															
Y R（橙）系	6 以下															
R（赤）、Y（黄）系	4 以下															
上記以外	2 以下															
無彩色	-															

## 景 観 チェ ッ ク シ ー ト (景 観 地 区 用)

形態意匠の制限		配慮した事項など
一 般 基 準	<p style="margin: 0;"> <b>附属建築物・ 建築設備</b> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附属建築物や建築設備は、できるだけ外部から目立たないような配置・意匠、建築物本体と一体化した意匠又は本体に組み込まれた意匠とする。</li> </ul>	